

災害協定に基づく緊急出動業務時の 労務災害補償等のあり方

井上 惣介¹・中野 晋²

¹正会員 徳島大学大学院 先端技術科学教育部博士後期課程 (〒770-8506 徳島市南常三島町 2-1)
E-mail:s-inoue@k-inouegumi.co.jp

²正会員 徳島大学教授 環境防災研究センター (〒770-8506 徳島市南常三島町 2-1)
E-mail:nakano.susumu@tokushima-u.ac.jp

47 都道府県と各建設業協会とが締結している災害時における応急業務に係る協定文書（災害協定）を収集し、災害補償規定の記載状況について分析した。労務災害を含む損害補償に関する規定の記述がある協定は 32 件、第三者や機材等への損害補償に関する規定の記述がある協定は 4 件、損害補償に関する規定の記述がない協定は 11 件であった。このように多くの地方自治体と建設業協会が締結している災害協定で、災害時の緊急出動の際に発生した事故等に対する損害補償に係る対応は統一されていないことが分かった。また、災害緊急出動時における労務災害補償について詳しく把握するため、国土交通省四国地方整備局、全国建設業協会、徳島県建設業協会の関係者にヒアリング調査を行った。その結果、東京都では具体的な補償金額に関する課題が認識されていること、国土交通省では緊急出動業務の発注予算額に労災保険料を新しく反映するための準備が進んでいることなどが明らかになった。これらの結果を踏まえ、災害緊急出動時の労務災害補償のあり方について提示する。

Key Words: *liability for damage, compensation insurance system, disaster relief agreement*

1. はじめに

2011 年東日本大震災や 2016 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、2018 年北海道胆振東部地震と大規模な災害が頻発している。

こうした災害発生時は、自治体と建設業協会等の災害協定に基づき、緊急出動や緊急復旧工事が実施されている。また、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されている中、行政機関と災害復旧に従事する各団体間で、災害時の応急業務に係る協定書（災害協定）の締結が進められている。

災害協定に基づいて緊急出動が実施される場合の課題として、重機等の資機材の不足、危険個所で復旧を行う作業者の安全確保が困難であること等が指摘されている。特に、作業者の安全確保の課題は深刻であり、平成 30 年 7 月豪雨でも、総社市内の冠水した道路で交通規制に当たっていた警備員 10 名が高梁川に流され、内 2 人が死亡する事故が発生した。このケースでは犠牲者に対する補償は作業者を派遣した企業に一任されている。住民の安全を守るための緊急出動であることを考えると緊急

出動時に被災した作業者に対し、消防団活動時に被災した団員に対する公的補償制度に準じる対応が行われることが望ましいと考えられる。

このような現状を問題視して全国建設業協会（全建）は、自民党の「公共工物品質確保に関する議員連盟」総会で行われた品確法改正に向けたヒアリングで、災害協定に基づき出動し、災害対応に当たった作業者が死傷した場合に、損害補償を行う規定を災害協定の中に位置付ける必要があると申し入れた¹⁾。

このように、緊急出動時の事故に対する補償規定が、行政と建設業協会が取り交わしている災害協定にどのように位置づけられているかについて把握する必要がある。

森實ら²⁾は緊急対応時の被災補償に関して調査を行っており、行政に代わって応急対策に従事する建設企業に補償の全責任を負わせることは望ましくなく、行政が補償責任を負う仕組みが必要であると述べている。しかし、この研究ではアンケート調査の対象が太平洋沿岸の 11 都道府県に限られており、全国の官民間の災害補償体制については分析されていない。そこで、本研究では 47 都道府県と地元の建設業協会が締結している災害協定に

表-1 聞き取り調査の概要

項目	内容
目的	建設企業における緊急出動業務時の災害補償に関する全国的な実態を把握する
対象	国土交通省四国地方整備局技術事務所 : 1名 (一社) 全国建設業協会 事業部 : 1名 (一社) 徳島県建設業協会 事務局 : 1名
期間	H31年3月27日 (国) H30年6月1日, 31年1月30日, 4月30日 (全) H31年4月30日 (徳)
方法	聞き取り調査
内容	<ul style="list-style-type: none"> 緊急出動時の従事者への災害補償について 災害協定の補償規定のばらつきについて 補償が不十分な場合への対策 これからの業界としての取り組みについて その他自由意見

表-3 災害補償の内訳

災害補償の内容	都道府県	箇所数(割合)
条例による発注者補償(出動要請)	東京都 鳥取県	2 (6%)
条例による発注者補償(従事命令)	長野県 岐阜県 群馬県	3 (9%)
労災等と条例の併用	埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 新潟県 三重県 富山県 滋賀県 島根県 岡山県 山口県 香川県 徳島県 愛媛県 宮崎県	15 (47%)
労災等で建設企業が補償	北海道 宮城県 秋田県 栃木県 静岡県 石川県 福井県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 長崎県	12 (38%)

表-2 災害協定における補償の規定状況

補償の規定状況	都道府県	箇所数(割合)
災害補償	北海道 宮城県 秋田県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県 岐阜県 静岡県 三重県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 山口県 香川県 徳島県 愛媛県 長崎県 宮崎県	32 (68%)
第三者や機材等への損害補償	青森県 山形県 福島県 愛知県	4 (9%)
協議事項	岩手県 茨城県 大阪府 広島県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 鹿児島県 沖縄県	11 (23%)

関して、すべて収集して災害補償規定の記載状況を分析する。その上で、発注者側である国土交通省の職員、受注者側である建設業協会の職員への聞き取り調査により、災害対応で被災する従事者への補償状況や現行の制度の実態について整理するとともに、災害協定に基づく緊急出動時の事故に対する補償制度が有する課題の抽出を行う。それらの調査の結果を通して、労務災害補償のあり方について検討した結果について述べる。

2. 調査方法

(1) 災害協定文書の収集

全国の47都道府県と地元建設業協会の間で締結されている災害協定を収集して、災害補償の記載状況を分析

して課題を抽出する。資料の収集については、全建の協力により各建設業協会の執行部に趣旨を理解いただき賛同を得た後、全建より資料の提供を受けた。

(2) 災害補償に関する聞き取り調査

建設企業における緊急出動業務時の災害補償に関する全国的な実態を把握するため、聞き取り調査を実施した。聞き取り調査の概要を表-1に示す。国土交通省四国地方整備局技術事務所の職員からは平成31年3月27日に、全国建設業協会事業部の職員からは平成30年6月1日から平成31年4月30日に至るまで3回の聞き取りの機会を電話とメールにて得た。また徳島県建設業協会事務局の職員への聞き取りは平成31年4月30日に徳島県建設センターにて実施した。

3. 調査結果と考察

(1) 災害協定文書の分析結果

a) 分析結果

災害協定における補償の規定状況を分析した結果を表-2に示す。労災を含む災害補償について規定されている協定は32件、第三者災害や機材等への損害賠償のみが規定されている協定は4件、明確な規定がなく協議事項と記載されている協定は11件であった。

上記の32件の協定を対象として、災害補償の内容を整理した結果を表-3に示す。条例による発注者の補償が規定されている協定は、出動要請に対してが2件、従事命令に対してが3件であった。基本的に労災保険等を適用するが、それが適用されない場合に条例による発注者の補償が適用されると規定されている協定は15件、労災保険等で建設企業が補償すると規定されている協定は12件であった。

b) 考察

災害協定の分析結果を踏まえると、47の都道府県の中でも東京都³⁾と鳥取県⁴⁾では、災害対応の出動要請時に条例による公務補償が建設企業に適用される。災害補償の原資は東京都と鳥取県の負担金等で賄われ、建設企業の従事者への補償責任も出動を要請する主体である自治体が負う。この災害補償の体制は、労働基準法の規定にある使用者の災害補償責任の履行の確保を由来とする労働者災害補償保険法の大原則に基づく⁵⁾。従って使用者としての東京都と鳥取県が非常に重い責任を負い、建設企業の従事者に過失がある場合でも公務起因性があれば補償額は定型、定率化され、過失の有無によって補償額が変更されることはない⁶⁾。

一方、災害補償への対応を建設企業の労災保険等に一任している協定は12件、災害補償については協議事項と規定している協定は11件であった。前者の場合、災害現場の最前線で一般的な安全配慮措置を行うことが極めて難しい中で危険な作業を担う建設企業が災害補償の全責任を負うことになる⁷⁾。また、後者のように災害補償が協議事項となっても、従事者に対する災害補償の責任が明確にされていない場合には最終的に建設企業が従事者に対する災害補償の全責任を負わされることになる可能性もあり、建設企業の経営にとってリスクを抱えることが懸念される。なぜなら、これらの自治体の出動要請で被災して労災保険が適用された場合に、事業主の災害防止努力をより一層促進する観点から災害の多寡に応じ、将来の労災保険率又は労災保険料を上げ下げする労災保険のメリット制により保険料の増額徴収が建設企業に課される⁷⁾。つまり、出動要請で被災した場合にこのようなペナルティが課されることは、自治体が出動要請を通常の発注業務と考えて、労災保険の適用は建設企業側の安全配慮義務違反であり、建設企業には更なる改善指導がなされるべきと判断されていることになる。

上記のように、条例による公務補償と労災保険等による補償には、災害補償の原資や補償責任における自治体側と建設企業側からの観点の違いが明確にあるため、相容れない体制であることが考えられる。

また、基本的に労災保険等による補償を適用するが、それが適用されない場合は条例による災害補償が適用されると規定されている15件の災害協定について、これらの自治体と建設業協会においては、災害協定の締結時の段階で災害補償の主体が自治体なのか民間企業なのかは十分に協議されていないことも考えられる。災害補償の主体が不明確であるならば、災害対応の主体と使用者責任の所在が不明確であることになる。即応かつ迅速な災害対応を実施するためにも、災害対応の主体は明確化されている必要があると考えられる。

長野県、岐阜県、群馬県の3件の協定書では、災害対

策基本法第71条に明示されている災害救助法第7条「都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、(中略)、土木建築工事関係者を救助に関する業務に従事させることができる」に基づき従事命令が発せられた場合にも、条例による公務補償が建設企業に適用されることがしっかりと規定されており、従事命令への対応にも配慮した有効な協定書である。しかし、協定書は都道府県(甲)が建設業協会(乙)に出動要請への応援協力を求めるに当たって必要な基本的事項を定めることを目的としているため、協定書の目的に沿った出動要請がある場合の補償の規定も必要であると考えられる。従事命令に関しては、過去文献の調査では建設企業の災害対応の実績は確認できなかった。森實ら²⁾も、従事命令が過去に適用された事例は報告されていないことを指摘している。

また、同じ四国地方でも香川県、徳島県、愛媛県では労災等と条例による補償が併用されるが、高知県では協議事項であり、災害補償の考え方は一致していない。

以上のように、各自治体と建設業協会の災害協定に見られる災害補償の観点のばらつきを踏まえると、「災害補償の体制」に関しては、大規模災害に対応する準備が確立されていないことは明らかである。緊急出動時における初動期の即応性を十分に発揮するためにも、早急な改善が必要であると考えられる。

また、自治体によっては最新の災害協定が締結されていることも考えられるため、今後も各自治体と建設業協会の最新の災害協定を継続して収集していくことも重要であると考えられる。

(2) 災害補償に関する聞き取り調査の結果

a) 聞き取り調査の結果

聞き取り調査の結果詳細は、聞き取り先別に国土交通省四国地方整備局技術事務所を表-4に、全国建設業協会事業部を表-5に、徳島県建設業協会事務局を表-6に示す。

b) 考察

国土交通省の関係者から聞き取りした表-4によると、出動要請で被災した場合に条例による公務補償が適用される東京都でも、建設企業による公務災害補償の申請実績は過去に無かった。そのため具体的な申請の手続き方法や支払う保険金額等についての手順書を整備する必要性については、優先度がそれほど高いものではないと従来から判断されてきたことになる。しかし、災害協定で公務補償の適用がしっかりと規定されているため、今後は規定に基づく手順書等の整備に向けた検討が開始される予定であることも確認できた。同様に手順書等が整備されていない問題については、公務補償が適用される鳥取県においても同じ問題があることも危惧されるため、

表-4 聞き取り調査の結果 (国土交通省 四国地方整備局)

聞き取り内容 (国土交通省 四国地方整備局)	
災害補償について	東京都と東京建設業協会が締結している災害協定では、出勤要請に基づいた緊急業務中に従事者に被災があった場合に条例による公務補償が適用される。関係者に確認したところ、実際に東京都での被災の申請事例はこれまでなかった。しかし、災害協定で規定されているため、申請時の申請手続きの方法や保険金の支払い額等を早急に整備する必要があるとの見解が得られた。 災害対応時の建設企業の従事者への災害補償について、従来は業務なのだからそれは建設企業で対応するべきという考え方もあった。しかし、現在はどんな災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できるレジリエンスを備えた国土・社会を構築するために防災対策を強化している。人命の保護が最大限図られることや迅速な復旧・復興のためには、国土交通省における災害対応時の出勤要請においても、従事者の被災時は公務補償が適用されることが今後、理に叶っている。 防災対応に関わるすべての人の身分保障が、非常に重要なことであると感じている。
テック・フォースについて	平成31年4月現在、テック・フォースの隊員は地方整備局等の職員を中心に12,654名が指名されており、災害の規模に応じて全国から被災地に出動する体制となっている(四国地方整備局は637名)。テック・フォースの隊員の被災補償を含む法的な保護について、国土交通省としても検討・整備していくことが現在の課題になっている。

表-6 聞き取り調査の結果 (徳島県建設業協会 事務局)

聞き取り内容 (徳島県建設業協会 事務局)	
独自の扶助的な保険制度	平成31年4月22日に徳島県建設業協会独自の保険制度を開始した。当協会の保険制度は、国土交通省四国地方整備局及び徳島県等と大規模災害発生時における支援活動に対する保険制度になっている。
	背景として、災害発生時に出勤等の要請があり、当協会が依頼した会員企業が道路啓開、災害復旧に向けた支援や作業を行っている際に起きた事故に対する補償制度の構築が急務であった。
	労働災害のリスク補償については、協会会員企業ならびに建設業協会の職員の被災労働者の死亡・後遺障害保険金、入院の保険金の他、当協会が会員企業に防災協定に基づく支援や作業を指示したこと起因する会員企業の被災労働者に対する損害賠償責任を補償する。
	第三者賠償のリスク補償については、天災等の場合であっても対人・対物事故に起因して第三者に損害賠償責任が発生した場合に、会員企業の賠償責任を補償する。
	当協会の保険制度は、労災保険や他の保険等の適用と関係なく支払われる。
今後の方向性	全国的な災害協定の補償体制のばらつきは、当協会としても充分認識している。災害対応体制の強化については、全国建設業協会と協力して重要事項として要望していく。

表-5 聞き取り調査の結果 (全国建設業協会 事業部)

聞き取り内容 (全国建設業協会 事業部)	
現状	全国47の都道府県建設業協会は、地震、風水害その他の大規模な災害発生時の地域の安全・安心を確保するため、国や地方自治体との間で「災害協定」を締結している。災害協定等に関する法改正の動向については、国土交通省での委員会や品確法連等で議論されている。
今後の方向性	基本問題小委員会における災害協定に関する法改正に向けた動きがある。ますます頻発し、大きな被害を生じさせている災害に対して、発災以後迅速に対応する体制を構築するため、包括的な協定書の締結や災害時の連絡体制の確保等、災害時における公共との連携についても努力義務とする等の課題を国土交通省と検討、共有している。
	品確法連における品確法改正に向けた動きがある。災害時の緊急対応において、発注者間の連携推進や建設業団体等との災害協定等の締結による災害時の円滑な発注体制の構築等の課題が品確法改正へのたたき台となっている。
	品確法の一部を改正する骨子案として、全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化について規定される方向にある。それらの体制整備について、基本理念に明記される見込みである。発注者の責務としては、災害時における復旧工事等の実施に関する建設業団体等との協定の締結や、他の発注者との連携に努めること、さらに予定価格における労災の補償を実施するために必要な費用を反映させることや災害時における見積もりの徴収の活用を明記する規定となっている。
	法改正後、運用指針等において具体的な措置が明記されるため、全建としても必要に応じて提言・要望等を行っていく。

表-7 防災対策の強化内容

項目	国土交通省における基本問題小委員会「災害協定に関する法改正へ向けた動き」	公共工物品質確保に関する議員連盟総会「公共工物品質確保法改正に向けた動き」
建設業団体の努力義務	包括的な協定書の締結 災害時の連絡体制の確保 災害時における公共との連携	
発注者の責務		建設業団体等との協定の締結 他の発注者との連携 予定価格へ労災補償費用を反映 災害時の見積もり徴収の活用

今後の調査課題であると考えられる。

また、表-4 と全国建設業協会の関係者から聞き取りした表-5 の共通項として、大規模な自然災害の発災後に被害を最小限に抑え、迅速に復旧、復興できる体制を構築するため、今後さらに防災対策が強化されていくことが指摘されている。その内容を表-7 に整理すると、まず国土交通省における基本問題小委員会⁹⁾で、災害協定に関する法改正に向けた動きがある。ここでは、包括的な協定書の締結や災害時の連絡体制の確保等、災害時における公共との連携についても、建設業団体の努力義務とする等の課題が検討されている。また公共工物品質確保に関する議員連盟総会¹⁰⁾では、公共工物品質確保法改正に向けた動きとして、建設業団体の努力義務ではなく発注者の責務としての災害協定の締結や他の発注者との連携を努めること、また災害時における費用の見積も

り徴収を活用すること等が規定に明記される予定となっている。さらに特筆事項として、災害時の復旧工事等で労災保険等による災害補償を実施するために建設企業が必要となる費用をその予定価格に反映させる新しい施策が規定に明記されることになっている。つまり、具体的には労災保険と上乗せ労災保険⁹⁾の保険料等が換算されて予定価格に反映されることが考えられる。それは発災時の災害対応の期間や復旧工事で建設企業に労災保険の適用が発生した場合に、建設企業の労災保険料の増額負担分を除去できる有効な施策の実施であると考えられる。

徳島県建設業協会の関係者から聞き取りした表-6 によると、2019年4月22日に協会独自の保険制度が創設されている。この制度は協会が国土交通省四国地方整備局及び徳島県等と災害協定を締結している大規模災害発生における支援活動に対する保険制度になっている。

創設の背景として、発災時の出勤要請中に発生する事故に対する補償制度の構築の課題が急務であったことが指摘されている。災害補償の内容は、図-1のように協会本部が一括して保険料を負担して、協会職員を始め各支部の会員企業における災害対応の従事者に対する被災補償や第三者と施設に対する損害賠償も補償される。この保険制度は扶助的であり労災保険や他の民間保険等の

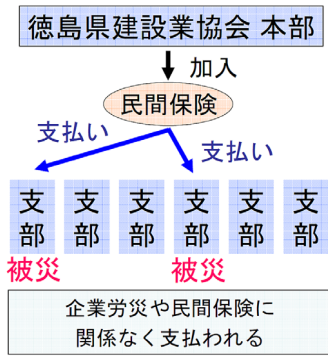


図-1 徳島県建設業協会の補償保険の仕組み

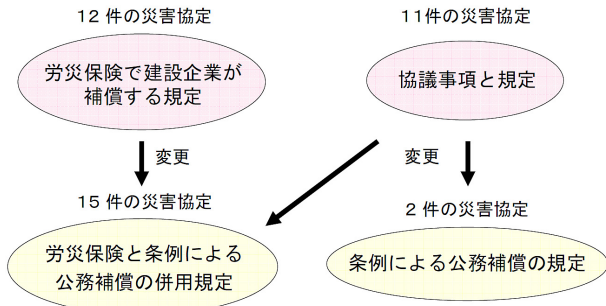


図-2 災害協定における補償規定の改善

表-8 建設業協会独自の補償保険

項目	徳島県建設業協会による 防災協定で出動した場合の 被災を補償する災害保険	熊本県建設業協会による ボランティア活動中の 怪我を補償する傷害保険	
労働災害の補償	死亡保険金	1,000万円	
	後遺障害補償保険金	40~1,000万円	
	死亡・後遺障害保険金		107万円
	入院時手術保険金		3.5万円
	外来時手術保険金		1.75万円
	入院保険金(日額)		3,500円
	通院保険金(日額)		2,000円
使用者賠償責任補償保険金	3億円 (1災害)		
第三者への賠償	対人・対物共通(賠償)	3億円 (1事故・保険期間中災害)	
	保険料	30万円	127万円

適用と関係なく支払われるため、従事者や建設企業にとって従来よりも手厚い補償体制になると考えられる。過去には類似の補償保険が2014年6月に熊本県建設業協会に誕生している⁸⁾。この保険制度も図-1と同じように協会本部で加入して労災保険や他の保険の適用に関係なく各支部で被災した従事者に支払われる。

徳島県と熊本県における建設業協会独自の補償保険の特徴を表-8に整理する。熊本県では災害出動を含む協会のボランティア活動を対象とした補償保険であるのに対して、徳島県では防災協定による出動要請を対象とした補償保険になっている。徳島県では年間30万円の保険料の負担で、1災害で被災した1人に1,000万円の死亡保険金が補償され、また使用者賠償や第三者賠償とも

に最大3億円までの補償も適用されるため、協会員からも一定の評価を得られている。建設業協会による災害時の労務補償を対象とした保険制度は、過去文献でも熊本県以外の調査事例はないため、徳島県の事例は全国の各建設業協会にとって、災害対応における扶助的な補償保険の確立された先事例として参考になると考えられる。

4. 災害補償における今後の課題

(1) 災害協定文書における補償規定の改善

熊本地震の災害復旧工事で労災認定がおりなかった阿蘇支部の事例⁸⁾によれば、労災保険は必ずしも万全ではない。そのため図-2のように、災害補償において労災保険で建設企業が補償すると規定されている12件の災害協定については、労災保険と条例による公務補償の併用規定に変更することが望ましい。また協議事項と規定されている11件の災害協定については、条例による公務補償の規定または労災保険と条例による公務補償の併用規定に変更することがより災害補償は担保されと考えられる。

(2) 労災等補償費用の予定価格への反映について

聞き取り調査によると、災害時の復旧工事等で労災保険等による災害補償を実施するために建設企業が必要となる費用をその予定価格に反映させる新しい施策が規定に明記されることになっている。緊急出動時の災害補償が整備されていることは、災害対応力の向上を担保する重要な課題である。今後、国土交通省を始め各都道府県、政令指定都市、市町村は発注者として出動要請を実施する場合に、出動要請における費用や緊急復旧工事の予定価格に災害補償費用を反映することが必須となるため、具体的にどのように災害補償費用が積算され、実施設計書に盛り込まれていくのかは今後の重要な課題であると考えられる。

5. おわりに

本研究では、緊急出動時における建設企業の従事者を対象とした労務補償のあり方に着目して、都道府県との災害協定文書における課題の抽出や労災補償費用の改正品確法への明記等、一定の成果を確認できた。

それらを踏まえ、災害協定文書における補償規定の改善点や労災等補償費用の予定価格への反映に関するこれからの課題を提示した。今後、これらの課題について各自治体や全国及び地方の各建設業協会でも共通認識を持ち、改善に向けて取り組んでいくことが重要である。本研究

では建設企業の従事者を対象としているが、災害対応時は建設企業だけでなく自衛隊や消防団、警備員、医療関係者、ボランティア等の数多い職種のスタッフも被災地の最前線で復旧、避難、救命活動等を実施する。各業種のスタッフにおける災害補償のあり方も今後、検討される必要のある課題であると考えます。

謝辞：災害協定の調査と聞き取り調査において、国土交通省四国地方整備局、(一社)全国建設業協会事業部、(一社)徳島県建設業協会事務局の皆様から度重なる有益な情報や資料の提供ならびにご示唆を頂いた。ここに深甚なる感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 建通新聞：全国のニュース、災害復旧に随契活用・法律に位置付けを（2018年11月6日No.674），
https://www.kentsu.co.jp/mlmg/mlmg.asp?cd=694&area_sel=0&year_sel=0&mlmg_no=674&pg=1&keyword=&disp_cnt=50（令和元年5月13日閲覧）
- 2) 森實一宏，中脇法文，五艘隆志：地方における大規模災害に対応可能な災害協定に関する研究，土木学会論文集 F4（建設マネジメント），Vol.71, No.4, I_97-I_108,2015.
- 3) 東京都，東京建設業協会：災害時における応急対策業務に関する細目協定，平成8年7月18日。
- 4) 鳥取県，鳥取県建設業協会：災害時における応急対策業務等に関する基本協定書，平成13年2月2日。
- 5) 人事院：第4回「災害補償制度研究会」議事概要，平成18年9月29日。
<http://www.jinji.go.jp/saigaihoshou/gaiyo04.pdf>
（令和元年5月13日閲覧）
- 6) 人事院：国家公務員のテレワークに資する勤務時間の在り方に関する研究会第7回議事要旨・資料「公務災害について（参考資料3）」，平成20年3月18日。
<http://www.jinji.go.jp/kenkyukai/telework/sankou0703.pdf>（令和元年5月13日閲覧）
- 7) 厚生労働省：第3回労災保険料率の設定に関する検討会議事録，平成16年6月14日。
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0614-4.html>
（令和元年5月13日閲覧）
- 8) 井上惣介，中野晋，根来慎太郎：大規模災害時の緊急復旧工事における安全管理と労務災害補償，土木学会論文集 F6（安全問題），Vol. 74, No. 2, I_137-I_144, 2018.
- 9) 中央建設業審議会：社会資本整備審議会産業分科会建設部会，平成31年審議第1回基本問題小委員会，資料2-1，平成31年1月16日。
- 10) 公共工事品質確保に関する議員連盟：公共工事品質確保に関する議員連盟総会（第八回），公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案骨子案，平成31年2月19日。

(Received July 5, 2019)

(Accepted November 27, 2019)

ISSUES ON LABOR ACCIDENT COMPENSATION IN EMERGENCY CONSTRUCTION WORK BASED ON DISASTER AGREEMENTS

Sosuke INOUE and Susumu NAKANO

The authors collected agreement documents (hereinafter, disaster agreement) on emergency work at the time of disaster that 47 prefectures and each construction industry association concluded, and analyzed the state of description of the disaster compensation regulations. As a result, there were 32 agreements with descriptions of provisions of damage compensation, including labor accidents, 4 agreements with descriptions of provisions of damage compensation to third parties and equipment etc., and 11 agreements without such descriptions. In other words, it was found that the disaster agreements concluded by many local governments and the Japan Construction Industry Association did not unify the handling of damage compensation for an accident etc., that occurred during an emergency relief operation at the time of a disaster.

In addition, the authors conducted interview surveys with officials of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Shikoku Regional Development Bureau, the National General Contractors Association of Japan, and the General Contractors Association of Tokushima in order to understand labor compensation in a disaster emergency situation in detail. The following two points became clear as a result of hearing investigation. (1) The Tokyo Metropolitan Government recognizes specific issues concerning compensation amount, and (2) MLIT is making preparations to newly reflect workers' compensation premiums on the budget for ordering emergency relief operations.

Based on the above results, this paper presents the ideal way of compensation for labor and disasters at the time of disaster emergency relief operation.